

目次

- 前文
- 第1章 総則(第1条―第15条)
- 第2章 男女共同参画の推進に関する基本施策(第16条―第23条)
- 第3章 静岡市男女共同参画審議会(第24条―第31条)
- 第4章 雑則(第32条)

附則

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向けては、昭和50年の国際婦人年から今日まで、世界では国際連合を中心として、女性に対する差別をなくす目的で作られた女子差別撤廃条約が採択されるなど、積極的な取組が行われてきました。

日本でも、男女が公平な労働条件の下で働くことを目指した男女雇用機会均等法や男女が平等な立場で生活することを目指した男女共同参画社会基本法が制定されるなど、男女平等を実現するための法律や制度がしだいに整備されてきました。

私たちのまち静岡市でも、女性行動計画や男女共同参画推進計画を策定するとともに、女性会館を開館するなど女性政策を推進し、男女が平等な立場で、いきいきと生活できる社会づくりに向けて努力をしてきました。

こうした様々な取組にもかかわらず、性別で役割をきめつけてしまう考え方や、これに基づく社会のしきたりには根強いものがあり、多くの市民が不平等だと感じています。男女がお互い人として、どう生き、どう働くかを自由に決めることができ、互いに尊重しあう質の高い豊かな生活を送るためには、男女があらゆる分野で共に参画していくことが欠くことのできない緊急の課題となっています。

こうした世の中の動きを踏まえ、静岡市では一人ひとりが個性と能力を発揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会づくりに、自分たちの暮らす地域全体で取り組んでいくために、市民の参画により、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、並びに男女共同参画に関する基本施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある男女平等な社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、**次の各号**に掲げる用語の意義は、**当該各号**に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 **前号**に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) 市民 市内に居住し、通学し、通勤し、又は市内で活動する者をいう。
- (5) 事業者 個人又は法人にかかわらず、市内において事業を行うすべてのものをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画の推進は、男女が人としての尊厳が重んぜられること、直接又は間接にかかわらず性別により差別した取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、人権侵害である男女間の身体的、精神的、経済的、性的暴力等あらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の自由な活動の選択を妨げることのないよう配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定における共同参画の機会の確保)

第5条 男女共同参画の推進に当たっては、男女が社会の対等な構成員として、市、事業者その他団体における政策又は方針の立案及び決定に共に参画する機会が確保されなければならない。

(家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立)

第6条 男女共同参画の推進に当たっては、男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員として責任を持ち、その役割を円滑に果たすとともに、職業生活その他の社会における活動を行うことができるようにしなければならない。

(世界的視野の下での男女共同参画)

第7条 男女共同参画の推進は、世界の国々で取り組むべき目標であると認識し、広く世界に向けた視野の下に、積極的に行われなければならない。

(男女の互いの性の尊重と生涯にわたる健康への配慮)

第8条 男女共同参画の推進に当たっては、男女が、互いの性を尊重するとともに、妊娠、出産その他の生殖と性に関し、自らの決定が尊重されることが及び生涯にわたる心身の健康に配慮されなければならない。

(市の責務)

第9条 市は、**第3条**から**前条**までに規定する男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。))にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的に策定し、実施するとともに、その他の施策についても、男女共同参画の視点に立って実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画推進施策の策定及び実施に当たっては、財政上の措置及び実施体制の整備に努めるものとする。

3 市は、男女共同参画を率先して推進し、当該推進に当たっては、市民及び事業者と連携し、及び協力するとともに、市民及び事業者が男女共同参画の推進のために行う活動の支援に努めるものとする。

(市民の責務)

第10条 市民は、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度及び慣行を改善し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における男女共同参画を推進するよう自ら努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女共同参画を推進し、就労者の職業生活と家庭生活における活動の両立を支援するため、就労環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、就労者に対し、就労に関して男女共同参画の推進に役立つ情報を提供するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第12条 何人も、あらゆる場において、性別により差別した取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、身体的、精神的、経済的、性的暴力等あらゆる暴力行為を行ってはならない。

(地域における男女共同参画の実現)

第13条 何人も、地域における団体の活動において、男女共同参画の実現を図るよう努めなければならない。

(教育の場における男女共同参画の推進)

第14条 何人も、家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育その他の教育の場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

(公衆に表示する情報の表現への配慮)

第15条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント及び男女間の暴力行為を助長する表現その他男女共同参画の推進を妨げる表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本施策

(行動計画)

第16条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進のための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定する。

2 行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画推進施策の大綱
- (2) **前号**に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策を推進するために必要な事項

3 市長は、行動計画の策定に当たっては、**第24条**の静岡市男女共同参画審議会へ諮問し、かつ、市民の意見を聴かなければならない。

4 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 **前2項**の規定は、行動計画の変更について準用する。

(進ちょく状況の公表)

第17条 市長は、各年度における行動計画の進ちょく状況を公表するものとする。

(調査研究)

第18条 市は、男女共同参画推進施策を策定し、かつ、実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(情報提供及び広報活動)

第19条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるために、あらゆる機会を通じて、情報を提供し、及び広報活動を行うよう努めるものとする。

(研究機関等との連携等)

第20条 市は、男女共同参画を推進するため、研究機関及び教育機関と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

2 市は、男女共同参画を推進するため、民間の団体と連携し、及び協力するとともに、当該民間の団体が男女共同参画の推進のために行う活動を支援するよう努めるものとする。
(家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立支援)

第21条 市は、男女が共に家庭生活と職業生活その他の社会における活動を両立することができるようその支援に努めるものとする。
(事業者からの報告)

第22条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画に関する事項について報告を求めるとともに、助言することができる。

2 市長は、[前2項](#)の報告により把握した状況について公表することができる。
(苦情及び相談への対応)

第23条 市は、市民又は事業者からの、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる市の施策に関する苦情及び性別により差別した取扱い等に関する相談に対し、関係機関と連携を図り、適切に対応するよう努めるものとする。

第3章 静岡市男女共同参画審議会
(設置)

第24条 男女共同参画を円滑に推進するため、静岡市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
(所掌事務)

第25条 審議会は、[第16条第3項](#)の規定による諮問に対し答申を行うほか、男女共同参画の推進に関する必要な事項について調査審議する。
(組織)

第26条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
(委員)

第27条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験がある者
- (2) 関係団体が推薦する者
- (3) 市民
- (4) [前3号](#)に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 市長は、[前項第3号](#)に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。
(会長及び副会長)

第28条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長は、審議会の会議の議長となる。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
(会議)

第29条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。
(庶務)

第30条 審議会の庶務は、観光文化・市民局において処理する。

(平16条例98・平19条例90・平26条例139・令8条例4・一部改正)
(委任)

第31条 この章に規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雑則
(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月22日条例第98号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月12日条例第90号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月12日条例第139号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和8年2月20日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。